

## 松川町定例農業委員会議事録 第2回(5月)

1 開催日時 平成30年5月21日(月) 11:00～12:00

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会長 1番 佐藤 清

会長代理 16番 大木島 康義

委員 2番 松脇 崇                      3番 桃澤 茂春                      4番 久保田 志げ子

5番 岡田 幹生                      6番 臼田 美穂子                      7番 北林 秀昭

8番 北沢 ひろみ                      9番 矢沢 千明                      10番 山田 正明

11番 片桐 利美                      12番 松下 守                      13番 松下 敏章

14番 塩沢 澄夫                      15番 大場 健彦

4 議事日程

議事録署名委員及び書記の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 宮島 公香      主事 塚本 潤

6 会議の概要

(1) 開会 ー宮島係長 開会ー

(2) 会長挨拶 ー佐藤会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 9番 矢沢 委員 10番 山田 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

1番について説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 8筆 4,310㎡ 所有権移転

○松脇委員説明

土地所有者が亡くなられたが、親戚から相続人が出ず弁護士が入り、今回の譲受人が見つかった。自宅の周りや傾斜地で、良い農地ではありませんが、相続できずこのままにするよりも管理できる人がいる方が良いと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いいたします。

○事務局説明

2番 大島 1筆 33㎡ 所有権移転

○松下（敏）委員説明

譲渡人と譲受人は先日公社を通じて農地の売買を行い、そこで取引できなかった筆について今回の申請となり、やむを得ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いいたします。

○事務局説明

3番 大島 1筆 309㎡ 所有権移転

○山田委員説明

譲受人は何年も該当農地を耕作しており、譲渡人が高齢になり、この際売買で自分の、所有にしたいということで今回の申請に至りました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。4番をお願いいたします。

○事務局説明

4番 元大島 1筆 1,460㎡ 所有権移転

○矢沢委員説明

申請者の義父が亡くなった際、義妹が相続したが数年前に亡くなった為現在の所有者になった。義父が亡くなった時から譲受人が管理してきたが、所有権を移転したいとして今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

1番について説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 249㎡ 休耕 2種農地 車庫

○片桐委員説明

申請者所有の農地への申請であり、特に問題ないかと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○事務局説明

1番 大島 1筆 532㎡ 休耕 2種農地 住宅・農機具車庫 所有権移転

○岡田委員説明

譲受人譲渡人は親子関係であり、息子が住宅と農機具車庫建てたいため、申請となりました。特に問題ないかと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いいたします。

○事務局説明

2番 生田 1筆 33㎡ 休耕 2種農地 住宅 所有権移転

○松脇委員説明

所有者が亡くなり、所有者が住んでいた自宅に接している農地で、宅地化してしまっている部分について親戚が転用して自宅と一緒に取得するというものです。特に問題ないかと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いいたします。

○事務局説明

3番 大島 1筆 527㎡ 休耕 1種農地 住宅 使用貸借権

○岡田委員説明

申請者夫婦は譲渡人の娘夫婦であり、住宅を建てたいということで今回の申請となりました。申請地の西側には果樹園がありますが、譲渡人の果樹園であります。特に問題ないかと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。4番をお願いいたします。

○事務局説明

4番 大島 1筆 388㎡ 休耕 3種農地 住宅 使用貸借権

○松下（敏）委員説明

譲渡人と譲受人は親子関係であり、父親の農地へ息子が住宅を建てるということです。近隣農地等の了解も得ておりますので、特に問題ないかと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。5番をお願いいたします。

○事務局説明

5番 上片桐 1筆 587㎡ 休耕 2種農地 住宅 使用貸借権

○片桐委員説明

譲受人は譲渡人の娘夫婦であり、申請地の北側に果樹園がありますが了解を得ているため問題ないかと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。6番、7番をお願いいたします。

○事務局説明

6番、7番 大島 2筆 262㎡ 休耕 3種農地 住宅 使用貸借権、賃借権

○岡田委員説明

譲渡人の違う2筆を転用して住宅を建てたいということで今回の申請になります。譲渡人1人と譲受人は親子関係であります。申請地の周りには果樹園がありますが、譲渡人の果樹園であるため特に問題ないかと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。8番、9番をお願いいたします。

○事務局説明

8番、9番 元大島 2筆 263㎡ 休耕 2種農地 住宅 所有権

○大場委員説明

所有者の違う2筆を合わせて住宅にしたいということで今回の申請になりました。周りの住宅の了解を得ているため問題ないかと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について。

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定7件 所有権移転5件

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

- ・申出による農地転用許可の取消しについて

事務局：今までは、農地転用の許可がおりたものについて許可の取消しというものを行っておりません。そのため、農地転用の許可がおりたが計画が変わって農地転用許可を取り消して農地に戻すということができませんでした。しかし、平成30年7月より許可の取消しができるようになりますのでご承知おきください。

- ・「不作付地」と「荒廃農地」の判断基準について

事務局：「不作付地」とは樹木などは生えておらず、草刈りをすればまた農地として使えるような農地のこと。「荒廃農地」とは草はそれほど多くないが、樹木等が生えている農地のこと。これを一つの基準として9月の農地利用状況調査において判断をしていただければと思います。


- ・農業委員会年間スケジュールについて

- ・クールビズについて

事務局：5月14日（月）～10月12日（金）までクールビズ期間ということで、男性はノーネクタイ、女性は節度ある軽装でお願いいたします。

(6) 閉会 一宮島係長 閉会—

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

9番 矢沢千明 

10番 山田正明 